

受験者数34人、平均点は7.4点と少し下がっています。

- 01 非財産的損害とは、財産以外に生じた損害を指し、通常は慰謝料によって賠償される。精神的な損害を被ることがない法人については、~~財産的損害の賠償しか認められない~~。社会的評価の低下は法人にもあります。代々木診療所事件。「精神的な損害を被ることがない」を消した答案は、ここを修正しても財産的損害の賠償しか認められないという誤った命題が残りますので不正解としました。
- 02 会社の役員や従業員が不法行為を受けた結果会社自身にも損害が発生した場合には、~~相当因果関係がある限り、会社も加害者に損害賠償を求めることができる~~。間接損害は特段の事情がないと賠償対象となりません。真明堂薬局事件。2割以上不正解だったのは何故でしょう？
- ③ 原告が、不法行為を理由に1000万円の損害全部の賠償を請求し、その内訳として、財産的損害600万円、慰謝料400万円と主張していた場合には、裁判所は、財産的損害300万円、慰謝料500万円というような判断を下してもよい。慰謝料の補完的機能。
- 04 男女の平均賃金には違いがあるから、35歳の専業主婦が死亡した場合、35歳の全労働者の平均賃金を基準にする算定方式がとられるが、~~男子労働者と差額は家事労働の価値に相当する金額を上乗せすることで埋め合わせられる~~。家事労働を加算的に評価しないのが判例。前半について、「全労働者の平均賃金を基準とする」という部分を訂正している（要するに、全労働者平均賃金が用いられるのは年少女子に限られるとしている）答案が多かったですが、これは朝見『債権各論Ⅱ』60頁の記述と整合的であるため、このような答案についても正解としました。
- ⑤ 母娘だけで親族も少ない家族の母親が交通事故で入院して看護が必要となった場合に、留学途上のモスクワから娘が一時帰国するのに必要となった航空運賃（エコノミークラス）は、相当因果関係のある損害として賠償の対象となる。~~船便か航空便かの違いがある場合はほぼ留学生女子帰国旅費事件の事案と判旨どおりです~~。
- 06 差額説を採る実務では、損害は、原則として、治療費・交通費・休業損害などの個別の損害項目を積み上げて算出されており、公害・薬害などで多数の被害者が共同原告となって被告企業に対し損害賠償請求をする場合にも、~~抽象的な損害計算で損害を算定して請求することはできない~~。包括請求・一律請求が可能なのは大阪空港騒音公害事件。
- 07 被害者の内縁の妻は、相続人ではなく民法711条の配偶者ではないので、~~慰謝料請求権を取得できない~~。相続権がないのは正しいのですが、711条は例示で内縁の妻も配偶者に準じます。
- 08 判例~~通説~~によれば、生命侵害を理由とする損害賠償請求権は、財産損害・非財産損害を問わず、被害者が即死の場合であっても、いったん被害者のもとで発生し、被害者の相続人に相続される。9割が不正解（この命題が正しいとしている）という酷い結果でした。学説には相続構成に反対するものが多いことを認識して下さい。

09 不法行為により女性Aと胎児Bが傷害を受け、Aの死後Bが生まれた場合、Aの(元)夫でBの父Xは、~~民法721条を根拠に~~加害者Yに対して、B自身の損害賠償請求権やBが相続したAの損害賠償請求権を、代理して行使することができる。この問題は比較的単純な条文問題なのに、4割以上が不正解でした。相続した損害賠償請求権の帰属の根拠には民法886条も加える必要があります。ただ、「Bが相続したAの損害賠償請求権を」の部分が消している答えは、固有の損害賠償請求権の問題として721条だけが根拠となって論理的に正しくなりますので、正解としました。これに対して、「代理して行使できる」の部分のみを抹消しているものについては、Bの出生前のケース(阪神電鉄事件)と混同していると考えられるため、不正解としました。生後なので停止条件説に惑わされないように。

⑩ 衝突により沈没した船の船体価格が、一時的に約19倍に値上がりしたが、訴訟係属中に元通りに下落した富喜丸事件において、裁判所は、中間最高価格での賠償請求も、416条の要件を充たせば可能である、と判示した。抽象論としてそう述べています。約半数の人が不正解だったのは、かなり問題です。間違った人は、ぜひ富喜丸事件判決を読みましょう。